

令和 6 年 2 月 3 日

最高裁判所 宛て

(ふりがな)

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

なか てるお

仲 晃生

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

〒

TEL

( )

司法行政文書の開示に関する苦情の申出書 (開示申出人用)

裁判所における司法行政文書の開示について、下記のとおり苦情の申出をします。

記

1 開示 (不開示) 通知書の内容

■ 別添開示 (不開示) 通知書写しのとおり

(※通知書写しを添付する場合は、(1)から(4)までの記載を省略することができます。)

(1) 通知書の日付	令和 5 年 11 月 29 日
(2) 裁判所名	最高 裁判所
(3) 開示を申し出た司法行政文書の名称	令和5年(行サ)第37号及び令和5年(行ノ)第37号事件において、調査官が作成して第一小法廷での審議のために提出した報告書、及び、第一小法廷での審議が持ち回りで行われたのか否かがわかる文書。
(4) 判断の理由	裁判事務に関する文書であつて、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

2 苦情の申出の内容

■ 別紙のとおり

最高裁秘書第2844号

令和5年11月29日

仲 晃 生 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

10月26日付け（同月30日受付、第050247号）で申出があり、11月6日付けで補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示申出書及び電話聴取書各写し記載のとおり

2 開示しないこととした理由

司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、1の文書は、裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課 (文書開示第二係) 電話03 (4233) 5240 (直通)

令和 5 年 10 月 26 日

最高裁判所 御中



氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

仲 晃生

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)



連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合の連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

### 司法行政文書開示申出書

下記のとおり司法行政文書の開示を申し出ます。

記

#### 1 司法行政文書の名称等

(文書が特定できるよう、文書の名称、あなたがお知りになりたい事項の概要等をできる限り具体的に記載してくだ

さい。)  
令和5年(行サ)第37号及び令和5年(行ノ)第37号事件において、  
調査官が作成して第一小法廷での審議のために提出した報告書、及び、  
第一小法廷での審議が持ち回りで行われたのか否かがわかる文書。

#### 2 求める開示の実施の方法

ア 閲覧

イ 謄写

ウ その他 ( )

電 話 聴 取 書



日 時 令和5年11月6日 午後1時20分  
相手方 申出人 仲 晃生  
聴取者 最高裁判所事務局秘書課文書開示第二係 井本 浩司  
聴 取 内 容 (050247号について)

【相手方】

申出書に記載してある事件番号は、最高裁では令和5年(行ツ)第180号及び令和5年(行ビ)第196号の事件を指している。

以 上

(別紙) 苦情の申出の内容

「令和5年(行サ)第37号及び令和5年(行ノ)第37号事件において、調査官が作成して第一小法廷での審議のために提出した報告書」(以下「文書①」といいます。)と「第一小法廷での審議が持ち回りで行われたのか否かがわかる文書」(以下「文書②」といいます。)について、いずれも「裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」として不開示とされました。

文書②については、裁判事務に関する文書といわれれば、なるほど、そうともいえるかなあ、と思わないではありません。

しかし文書①については、解せません。

というのも、文書①は、事件記録の謄写請求(謄写部分は「調査官作成の調査報告書及び審議の進行や内容に関する調書等の訴訟記録の一切。(上告人が提出したもの及び被上告人が控訴審までに提出したものを除く。)」として請求しました。)をして謄写された記録に含まれていませんでした。

愚考しますと、文書①は、裁判官以外の者(最高裁判所事務総局によって選出され任命された官僚)が、最高裁裁判官の判断の基礎を提供するという司法行政目的で作成した文書(司法行政文書)であるから、事件記録に含まれておらず、謄写対象とならなかったのではないのでしょうか。

そもそも文書①は、巷間「三行半」判決と呼ばれるものの内容を事後的に確認し裁判の適正を実現していくうえで不可欠な最重要の資料です。公金で雇用された官僚が公務にあたって作成したものでもあります。その開示の手続が設けられていないなどあり得ませんので、もし文書①が裁判事務に関する文書なでしたら、その開示を実現する方法についてご教示いただけますと幸甚です。

さらに愚行を重ねますと、文書①は、最高裁判所裁判官が事件についての審議を始める際の基礎あるいは出発点となる文書ですから、事実を記録した事務的な記録や報告とは性質が異なります。これを裁判「事務」に関する文書であるから不開示とする説明も理解に苦しみます。

以上の次第ですので、とにもかくにも文書①の開示を実現していただきますよう、よろしく願いいたします。

以上